

補助金等の見直しに関する指針

平成24年(2012年)3月策定
令和5年(2023年)9月改訂
令和6年(2024年)8月改訂

湖 南 市

目 次

1 補助金等の現状と課題	1
(1) 補助期間の長期化、既得権化	
(2) 自主・自立の阻害	
(3) 交付の効果と検証	
(4) 外部機関の設置	
(5) 交付要綱等の整備	
2 見直しの基本方針	3
(1) 補助金等の定義	
(2) 新たな補助金制度の構築	
3 見直しの基本方針に基づく具体的な基準	8
(1) 継続の基準	
(2) 廃止の基準	
(3) 削減する基準	
(4) 整理・統合する基準	
4 補助金等の見直しにおける基準フロー	9

はじめに

昨今の国内外における経済不況、国の地方財政制度の見直しや税制改革の影響、市税収入の減少などにより、将来の財源確保の見通しは極めて厳しい状況にあります。

一方、少子高齢化や情報化の一層の進展、地方分権の新たな展開、市民ニーズの多様化等、市を取り巻く社会情勢は大きく変化してきており、医療・福祉、教育、環境問題などの行政需要はますます増大し、市の財政状況はさらに厳しいものとなっており、市の財政運営に対して市民の目も年々厳しさを増しています。

そのような中、本市の補助金等については、湖南省補助金等交付規則(以下「規則」という。)および個別の補助金交付規程、要綱等において事務手続きを規定していますが、補助金の交付に対する統一的かつ明確な基準はなく、一度予算化された補助金等については、事業効果等についての評価・検証が行われず、改善のないまま長年にわたり継続して交付されている例が見受けられます。補助対象経費についても同様に基準が示されておらず、本来なら自己資金で負担すべき種類の経費に補助金が充当されている例も見られます。

また、補助金等は市民の税金をもって交付されるものであり、すべての補助金等について情報を公開し透明性を確保するとともに、交付に関し市民の理解を得るため、その必要性・公平性・公益性や補助等による効果の検証を行い、説明責任を果たして行かなければなりません。

以上のことを踏まえ、今後の行政運営の基本となる市民の参画と協働を前提に、市民にとって

公平性・透明性・公益性が確保され、多様な活動に対応した支援制度となるよう本指針を策定します。

(参考1)

地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針(H17.3.29 総務省)抜粋

補助金等の整理合理化

- ①様々な団体等に対する補助金等については、行政として対応すべき必要性、費用対効果、経費負担のあり方等について検証し、整理合理化を推進すること。
- ②終期の設定やPDCAサイクルに則った不断の見直しなど、住民等に対する説明責任を果たしながら計画的に廃止・縮減すること。

(参考2)

湖南省第四次行政改革大綱(R3.6 策定)抜粋

第3の政策「効率的・効果的な行財政運営～改革の継続と新たな改革～」

3) 受益者負担および補助金・負担金の適正化

市内公共施設を使用する際の使用料については、現在5年ごとに見直し、適正化を図っています。公の施設は公共の福祉の向上を図るために設置された施設であり、利用しやすいよう使用料は低く設定されています。施設利用の対価として、原則は定められた使用料の全額納付を基本と考えるものですが、施設使用料減免規定により受益者負担の公平性が保たれていないところが見受けられます。また、補助金・負担金についても毎年、見直しを実施しているところですが、補助金等の見直し指針は策定してから月日が経っているため、改訂を行い指針に基づいた金額の見直しをしなければなりません。

公共施設の使用料については、公共性・負担の公平性が保たれるよう、施設使用料適正化指針に基づき、施設利用者に施設利用の対価として応分の負担をしていただき、利用者(受益者)負担を原則とするよう定期的な見直しを実施します。また、補助金・負担金についても定期的な見直しを行い「補助金等の見直し指針」に基づき精査したうえで交付するようにします。

1 補助金等の現状と課題

これまで、その時々々の社会経済情勢に応じて「公益上必要である」との判断から、それぞれの補助金等が創設されてきたが、定期的な見直しの仕組みが確立されていないため、一度創設された補助金等は廃止することが難しく、既得権化し補助金の交付が硬直化しているなどの問題が生じています。

また、規則では「補助金等の交付の申請、決定等に関する事項その他補助金等に係る予算の執行に関する基本的な事項」を定めるにとどまり、補助金交付規程、要綱等が個別に定められていないため、交付の根拠や目的が明確でない補助金が見受けられます。

(1) 補助期間の長期化、既得権化

「公益上必要である」という判断の各補助金等が創設されていることから、一度創設された補助金等を廃止することは難しく、長期にわたり存続、既得権化しがちです。

その時々々の政策や公益上の必要性から各補助金等が創設されてきましたが、時代の移り変わりとともに社会のニーズや必要とされる政策も変化することから、長時間継続して補助金等の交付を行うことが妥当なのかについては検証し、定期的な見直しを行う仕組みの構築が必要です。

(2) 自主・自立の阻害

補助金等が長期間継続して交付されるほど、交付を受けている団体等では、補助金等が交付されることを前提とした事業計画や、活動を展開する傾向になりがちであり、結果として補助金等に依存し、定められた事業や活動等に終始した運営となってしまうことが懸念されます。

このことが、団体等の自立した運営を行う努力を損ない、自主・自立した多様な事業や活動の創出を妨げる要因となります。

(3) 交付の効果と検証

補助金等は行政目的をもって交付されるが、現在の仕組みでは補助金等の交付によって期待される行政目的が、どこまで達成されたのか、などについての効果の検証が十分に実施できようになっていません。

そこで補助金等の交付による効果を測定し、検証するとともに、その結果を公表するシステムの構築が必要です。

(4) 外部機関の設置

これまで補助金等の交付については行政側の判断に基づいており、支出への不透明感を招く要因となっています。市税を財源とする補助金等の活用については、新たに創設される補助金等を含め、市民の立場からその必要性等を判断し、効果について検証を行うことが重要になります。そこで有識者等で構成する外部評価委員会を設置し、補助金等のチェック体制を構築する必要があります。

(5) 交付要綱等の整備

これまで補助金等の交付については、規則や個別の要綱等に基づき交付されてきたところですが、補助対象経費等について不明確な部分もあります。

今後は、事業費補助へ移行していくことを基本とすることから、特に団体を補助対象としている補助金については、団体が設立当初で運営基盤が脆弱な場合を除き、団体運営費は実施する事業と関連のある経費のみを補助対象とするなど、補助対象経費を明確にする必要があります。

2 見直しの基本方針

本指針は、限られた財源の中で「事業の選択と集中」を図り、補助金等の適正化に資するため、新たな適正化の構築と具体的な取り組みを明確化し、市民や関係団体が活用しやすい支援制度となるよう、現制度を見直すこととします。

(1) 補助金等の定義

現在の補助金等は、その種類や性格が広範にわたるなど多様な支援制度であることや、団体の運営補助と事業補助が混在しているなどの問題点があります。

これらを解決するため、現在の補助金等を整理し、事業区分の定義を明確化した上で、以下のとおり分類を行います。

① 補助金※ の定義

I 団体運営補助金

団体の運営に必要な基礎的経費に対する補助

II 施設整備補助金

施設等の建設、修繕、整備等に係る事業に対する補助

III 事業活動補助金

個人、団体や事業者が主体となって行う活動等に対する補助

Ⅳ 地域活性化事業補助金

市民・地域等との協働などにより、地域活性化を推進するために行われる事業に対する補助

Ⅴ イベント等開催補助金

団体等が行うイベントや各種大会開催等に対する補助

Ⅵ その他の補助金

上記補助金の分類に属さない補助

Ⅶ 利子補給金等

個人・団体等の借入金に係る利子または償還に対する補助

Ⅷ 交付金

団体、組合等に対して事務処理の報償として支出するもの

※ 補助金とは、地方自治法232条の2の規定に基づき、公益上必要な場合において、個人または団体に対して行う金銭的給付であり、相当の反対給付を求めないものとされています。本指針における補助金等とは、地方自治法施行規則に定める予算科目の「負担金、補助及び交付金」の節区分に該当するものを指します。

② 負担金の定義

Ⅰ 運営費負担金

本市をはじめ各地方公共団体が構成または加入している各種団体等へ運営費として支出するもの

Ⅱ 工事費負担金

国・県等が行う施設等の整備に伴い、市が応分の負担として支出するもの

Ⅲ その他の負担金

上記負担金の分類に属さない負担金

(2) 新たな補助金制度の構築

地方自治法で規定されているように、本来の補助金制度のあり方として、行政が必要と認める活動や事業に対して、行政が市民の税金をもって支援する手法です。

市民に開かれた透明性の高い精度とするため、補助金等の創設および見直しの基準を策定するとともに、現補助金等の交付の適正化を行い、補助金制度の適正な運用を図るものとします。

① 補助金等創設基準

補助金等の創設は、以下の判断基準にある、公益性、必要性、妥当性、有効性の観点から総合的に勘案して適否を決定します。

また、補助金の創設にあたっては、所管課で5「補助金等制度の創設におけるチェックシート」を作成し、各部局において内容を十分に精査した上で、要綱等の制定までに行財政部局と協議するものとします。

I 判断基準（補助金等）

1) 公益性の観点

- 市として積極的に関与すべき分野か。
- 交付の効果が事業の目的にあっているかどうか。
- 事業の効果が不特定多数の市民に広く及ぶものか。
- 特定の市民や団体に効果が限定される場合、民間では対応できない事業内容か。

2) 必要性の観点

- 社会経済情勢や市民ニーズの変化により、事業の重要度・緊急性が高まっているか。
- 事業目的が先進性、独自性を有しているか。事業内容として先進性、独自性のある取り組みや工夫されている点があるか。

3) 妥当性の観点

- 事業主体は補助金がない場合にどの程度自立可能か。
- 事業主体の経営状況は確認されているのか。
- 補助金額に対して過大な繰越金を計上していないか。
- 自主財源の確保を行っているか。
- 補助対象経費は妥当か。

4) 有効性の観点

- 事業主体の効率性は考慮されているか。NPOやボランティアなどが事業の実施主体となることは想定されるか。
- 関連性のある事業と統合することにより、事業効果を高める余地はないか。

II 判断基準（負担金）

1) 公益性の観点

- 市が加入すべき客観的かつ合理的な理由があるか。
- 受益者が特定の者に限定されていないか。（公益性があり、私益・共益ではない）
- 市政と直接関わりのないものではないか。

2) 必要性の観点

- 形式的、習慣的に負担されていないか。
- 行政運営（市民との協働、行政コスト縮減等）に効果が期待できるか。
- 他に実施主体がないか。
- 加入時点からの社会情勢、市行政の変化に適合しているか。
- 既に目的を達していないか。

3) 妥当性の観点

- 多額の繰越金が発生していないか。
- 経費（運営費、事業費、人件費）に不適切な経費を含まないか。
- 受益の地域性、波及効果から見て市の負担割合が適当か。
- 負担金額、加人口数に明確な根拠があるのか。

② 現補助金等の交付の適正化

現在、交付されている補助金等のあり方について、原則として次のとおりとします。

I 交付要綱の制定等

根拠が明らかでない場合は交付要綱を制定するとともに、補助金等の対象経費を定義づけるなど明確化します。

1) 積算根拠が明確でない補助金等については、湖南省補助金等交付規則に基づき交付要綱を制定します。なお、制定にあたっては、可能な限り補助対象者・団体、補助対象経費、補助率、補助額等を明確化します。

2) 支出が**不適切**※ と判断される経費を明確化し、補助交付を是正します。

※ 不適切な経費とは、支出に占める多額の研修経費や慰労的研修経費、交際費、慶弔費、飲食費、親睦会費等、補助事業と直接関係しない経費をいいます。

II 剰余金等の取り扱い

運営費や活動費の中に、多額の剰余金・繰越金等を有する団体に対しては、実績報告書などによる実態の把握を行い、減額しても団体の財政上問題がないと判断する場合には、剰余金・繰越金額以下の補助額の設定とします。

III 適正な補助金額の設定

交付団体の収入の2分の1を超える割合で補助を行っているもので、減額可能なものについては、収入の2分の1未満の補助額の設定とします。

IV 迂回補助の是正

正当な理由なく補助受給団体が他団体へ迂回して再補助するものについては、迂回補助の是正を行います。

V 補助金交付の制限

個人を対象とする補助金については、市税等の納付状況や所得要件等による交付の制限を必要に応じ設定します。

VI 事業内容の明確化

単一の補助制度の中に、運営補助と事業補助が混在しているものについては、複数の補助金として補助内容の整理を行います。

Ⅶ 全額助成（10割補助）の是正

事業費の全額を補助金で賄う事業については、事業の性質やあり方を検討し、現制度を見直します。ただし、事業の必要性によってはこの限りではありません。

③ 終期の設定

現在の補助金については、費用対効果が低下したものや補助の役割が薄れたものなどを適時見直す一方で、新たな必要性の高いものは時期を逃さず採用していくため、原則として補助金に終期を設定することとし、その期間を社会的情勢の変化を考慮して最長5年とします。

ただし、終期の設定が馴染まない補助金等もあることから、全補助金に終期を設定するものではなく、また、終期の設定は定期的な見直しを趣旨としていることから、補助金の継続交付を否定するものではありません。

④ 同種補助金の整理統合

同種事業の補助金については、公平性が確保されるよう見直します。

同種団体への補助についても、運営方法の統一や補助金受け入れ窓口の一本化、場合によっては団体の統合など、市として適切な指導を行い、整理・統合を図ります。

⑤ 補助金交付団体と行政の関わり方

行政内部に交付団体の事務局を設置し、補助金申請から実績報告までの処理を代替することは、一方では団体の自主性や育成を阻害し、他の団体との不均衡が生じるとともに、補助の有効性や効率性を損なう恐れがあります。

よって、行政内部において補助金等交付団体の事務局を有する場合にあっては、原則として自主運営を図るように団体の事務体制の確立を促します。

⑥ 支出科目の明確化

補助を行う事業や団体の性格を考慮した場合、補助金として予算化するよりも委託した方が適切なものについては、適切な科目による支出へ変更します。

また現在、委託料で支出しているものについても、補助費等での支出が妥当であると判断されるものについては、適切な科目による支出へ変更します。

⑦ 補助金等交付の効果の検証

本格的に導入している統合型マネジメントシステムの事務事業評価において、効果の検証を行うとともに、客観的な成果指標等により測定することで、費用対効果を最大限確保します。

⑧ 補助金等交付の公表

市民等からの税金の使途を明確にするため、補助金等に関する情報について、広く市民に対して積極的に公表する。

3 見直しの基本方針に基づく具体的な基準

2の基本方針に基づく具体的な基準を以下に示します。

また、補助金の見直しにあたっては、所管課で6「補助金等の見直しにおけるチェックシート」を作成することにより見直しの方向性を明らかにし、各部局において内容を十分に精査した上で、予算編成時に行財政部局と協議し、予算へ反映させるものとします。

(1) 継続の基準

- ① 国、県等の制度のもとで運用されるものや、関係市町により負担が分担されるもの等、制度的に廃止、削減が困難であるもの。
- ② 公益性があり、私益・共益ではなく、現行の水準を維持する必要性があるもの。また、交付に対する費用対効果が得られるもの。
- ③ 本来なら市が施策として推進する事業を、代わりにあるいは補って実施しているもの。

(2) 廃止の基準

- ① 当初の目的を達成しているもの。
- ② 公益性や必要性が薄れ、これ以上補助する必要性がないと判断されるもの。
- ③ 行政が関与しなくても良いと判断でき、かつ自立が見込める団体が主催しているもの。
- ④ 算出根拠のないもの。

(3) 削減する基準

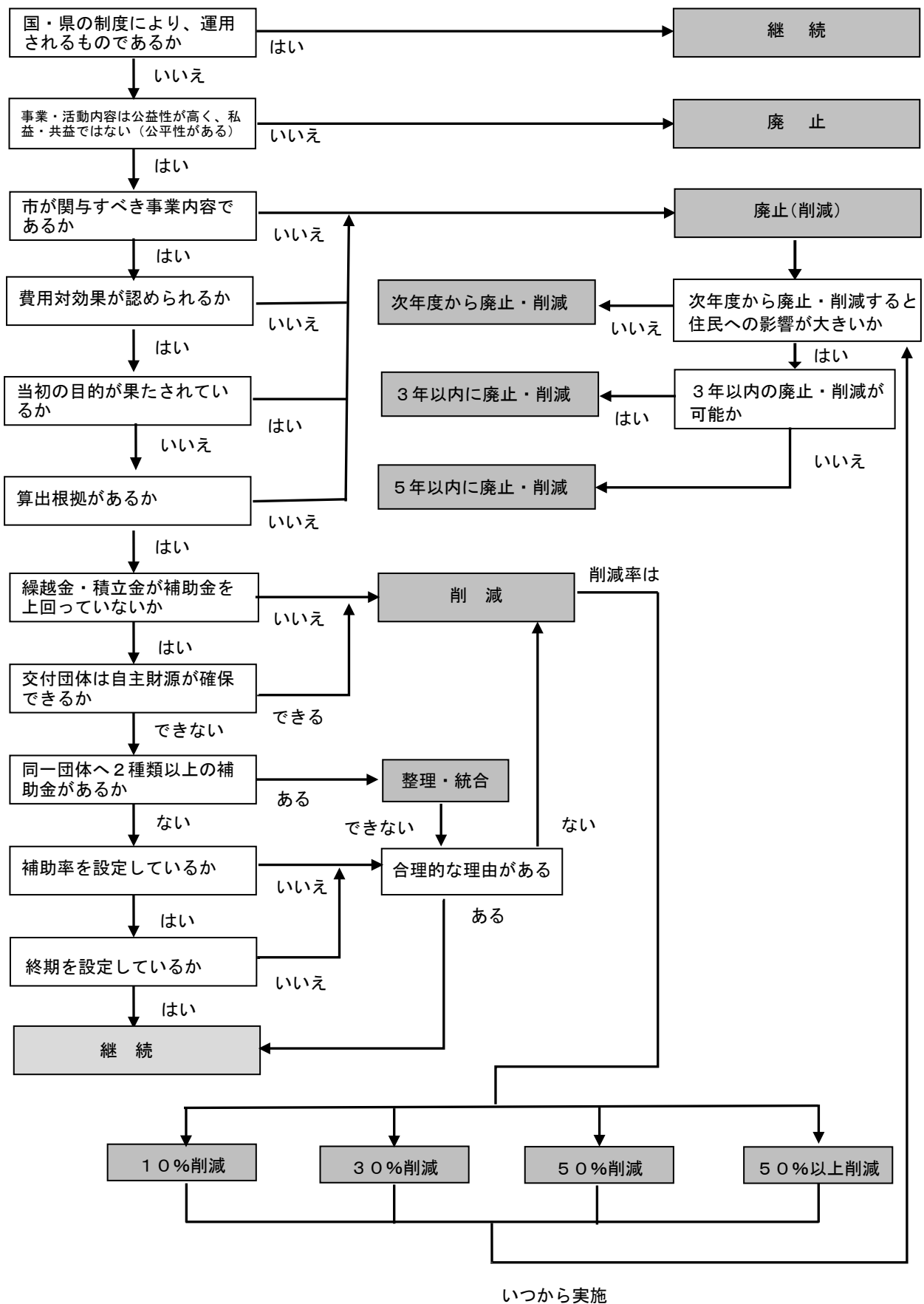
- ① 毎年度の繰越金が補助金額を超えているもの。

※ 負担金については、他の自治体等が入会している会費的なものについても見直し、費用対効果がないと思われる団体からは脱退します。また、繰越金を多く出している団体についても、引き下げを求めています。

(4) 整理・統合する基準

- ① 同一団体への重複補助や、その内容から、まとめた方が良いと思われるものは1つに統合し、事務の透明化・効率化を図ります。

4 補助金等の見直しにおける基準フロー



5 補助金等制度の創設におけるチェックシート

【補助金等の概要】

金額単位：千円

補助金等名称						補助金等の種類					
担当部署	部局・課					会計・款項目					
補助金等の概要	要綱名称					要綱等の策定予定		年 月 頃			
	開始年度		終期年度		※終期を設定していない場合の理由						
	補助金等の目的・内容等										
	算出基礎・対象経費等										
	公益性が高い（公平性がある）理由等						別 表	〇〇号該当事業			
	市が関与しなければいけない理由・必要性等						対象（団体名称）等				
	費用対効果の見込める理由等						対象人数				
〇〇年度 予算額合計額		国庫		県費		その他		一般財源			
交付予定	〇〇年度			〇〇年度+1			〇〇年度+2				
	予算額				予算額				予算額		
	交付件数				交付件数				交付件数		
判断基準	種別	観点	判断内容						該当 (○)		
	補助金 (交付金)	公平性	市として積極的に関与すべき分野か								
			交付の効果が事業の目的にあっていいるかどうか								
			事業の効果が不特定多数の市民に広く及ぶものか								
			特定の市民や団体に効果が限定される場合、民間では対応できない事業内容か								
		必要性	社会経済情勢や市民ニーズの変化により、事業の重要度・緊急性が高まっているか								
			事業目的が先進性、独自性を有しているのか。事業内容として先進性、独自性のある取り組みや工夫がされている点があるか								
		妥当性	事業主体は補助金が無い場合にどの程度自立可能か (直ぐにでも自立可能な場合：③ 将来的に自立可能：② 自立不可：①)								
			事業主体の経営状況は確認されているのか								
			補助金額に対して過大な繰越金を計上していないか								
			自主財源の確保を行っているのか								
			補助対象経費は妥当か								
		有効性	①事業主体の効率性は考慮されているのか。②NPOやボランティアなどが事業の実施主体となることは想定されるか								
	関連性のある事業と統合することにより、事業効果を高める余地はないか。(余地のない場合○)										
	負担金	公益性	市が加入すべき客観的かつ合理的な理由があるか								
			受益者が特定の者に限定されていないか (公益性が高く、私益・共益ではない)								
			市政と直接関わりのないものではないか								
		必要性	形式的、習慣的に負担されていないか								
			行政運営（市民との協働、行政コスト縮減等）に効果が期待できるか								
			他に実施主体がないか								
			加入時点からの社会情勢、市政の変化に適合しているか								
			既に目的を達していないか								
妥当性		多額の繰越金が発生していないか									
		経費（運営費、事業費、人権に）に不適切な経費を含まないか									
	受益の地域性、波及効果から見て市の負担割合が適当か										
	負担金額、加入口数に明確な根拠があるのか										
行財政部局との協議における判定結果		☐ 適 ☐ 否		判定理由							

6 補助金等の見直しにおけるチェックシート

【補助金等の概要】

金額単位：千円

補助金等名称						補助金等の種類			
担当部署	部局・課					会計・款項目			
補助金等の概要	要綱名称				※要綱を策定していない場合の理由				
	開始年度		終期年度		※終期を設定していない場合の理由				
	補助金等の目的・内容等								
	算出基礎・対象経費等								
	公益性が高い（公平性がある）理由等						別 表	〇〇号該当事業	
	市が関与しなければいけない理由・必要性等						対象（団体名称）等		
	費用対効果の見込める理由等						対象人数		
〇〇年度 予算額合計額		国庫		県費		その他		一般財源	
交付実績	〇〇-1年度（決算見込額）			〇〇年度-2			〇〇年度-3		
	予算額			予算額			予算額		
	決算額			決算額			決算額		
	執行率			執行率			執行率		
	交付件数			交付件数			交付件数		
補助（負担） 団体等の 決算状況	〇〇-1年度（決算見込額）			〇〇年度-2			〇〇年度-3		
	歳入			歳入			歳入		
	歳出			歳出			歳出		
	繰越金			繰越金			繰越金		
	単年度収支			単年度収支			単年度収支		
	自主財源			自主財源			自主財源		
	基金残高			基金残高			基金残高		
〇〇-2年度 検証結果									
今後の方向性 （担当部署）	・継続 ・廃止 ・削減 ・整理 ・統合 ・その他			具体的な内容及び理由					
行財政部局との 協議における判定	・継続 ・廃止 ・削減 ・整理 ・統合 ・その他			具体的な内容及び理由					

別表 公益に関する事業

- 1 科学技術の振興を目的とする事業
- 2 文化および芸術の振興を目的とする事業
- 3 障がい者もしくは生活困窮者または事故、災害もしくは犯罪による被害者の支援を目的とする事業
- 4 高齢者の福祉の増進を目的とする事業
- 5 勤労意欲のある者に対する就労の支援を目的とする事業
- 6 公衆衛生の向上を目的とする事業
- 7 児童または青少年の健全な育成を目的とする事業
- 8 勤労者の福祉の向上を目的とする事業
- 9 教育、スポーツ等を通じて市民の心身の健全な発達に寄与し、または豊かな人間性を涵養することを目的とする事業
- 10 犯罪の防止または治安の維持を目的とする事業
- 11 事故または災害の防止を目的とする事業
- 12 人種、性別その他の事由による不当な差別または偏見の防止および根絶を目的とする事業
- 13 思想および良心の自由、信教の自由または表現の自由の尊重または擁護を目的とする事業
- 14 男女共同参画社会の形成その他のより良い社会の形成の推進を目的とする事業
- 15 多文化共生の推進を目的とする事業
- 16 自然環境の保全および整備を目的とする事業
- 17 公有地等の利用、整備または保全を目的とする事業
- 18 市政の健全な運営の確保に資することを目的とする事業
- 19 地域社会の健全な発展を目的とする事業
- 20 公正かつ自由な経済活動の機会の確保および促進ならびにその活性化による市民生活の安定向上を目的とする事業
- 21 市民生活に不可欠な物資、エネルギー等の安定供給の確保を目的とする事業
- 22 市民の利益の擁護または増進を目的とする事業
- 23 前号に掲げるもののほか、公益に関する事業として市長が認めるもの